

1 岩和三十三年4月8日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第7号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◎監査公告 昭和三十三年度に係る保健所その他各種
機関の定期監査の結果公表

告 示

鳥取県監査公告第二〇三号

地方自治法第百九十九条の規定に基き昭和三十二年度に
係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次
のとおり公表する。

昭和三十三年4月8日

鳥取県監査委員 松本利治

同 同

杉 荻 千代西尾 原 泰 正 雄

所運営協議会、定例所課係長会議等を開催、事務の刷
新と業務の連絡調整計画的運営に意を用い三十四回の移

監査箇所 記

執行年月日

倉吉保健所 昭和三十三年二月十二日

鳥取保健所 二月二十四日

浜村保健所 二月二十六日

郡家保健所 二月二十七日

鳥取図書館 二月二十四日

八頭高等学校 二月二十五日

科学博物館 二月二十七日

工業試験場 三月四日

教育研究所 三月十一日

東部給与事務所 三月十八日

倉吉保健所 昭和三十三年二月十二日監査

監査委員 松本利治

同 荻原善高

五、食品衛生監視の実施率は概ね計画を上廻っているがそのうちの重要な部面である菓子製造業(40%)飲食店業(50%)乳処理業(71%)等が比較的低調となっている。

これは職員不足と施設内客に伴う許可期限の格付実施調査等のためこれらは早期に手続せしむるよう指導したので計画の樹立及び業務運営にはさらに慎重を期すべきである。

なお飲食店等営業の継続に対しその許可しているものがあったがこれらは早期に手續せしむるよう指導の必要がある。

六、経理出納その他事務処理については概ね的確に処理していたが、いまだ各種事務処理のうち簡素能率化を図るべき事項も少ないので考究善処されたい。

なお次の点留意検討されたい。

- 1、収入事務のうち業務関係との事務処理並びに責任区分を明確にすべきものがある。

2、と畜検査申請書の処理並びにこれに伴う紙収入事務の適正を期すること。

3、畜犬登録事務につき次の点留意検討を要する。

イ、春季に於ける登録はその都度鑑札等交付せず事後、申請書と引替に交付しているため証紙整理が遅延している。

ハ、鑑札等の受払が不明確であった。

二、登録手数料で四月収入整理すべきもののうち翌月に繰越したもののが二〇五件と注射済票交付手数料六、〇三〇円ある。

鳥取保健所 昭和三十三年二月二十四日監査
同 荻原利治
小谷善治郎
監査委員 松本利治
一、結核検診は低調である。ことに事業所及び岩美町は

動保健所を開設する等所外活動を活用するとともに市町村及び関係団体の自主的活動の促進を図って漸次業績が向上しているものと認めたがこの熱意によるなお今後の一層の努力をせしめられたい。

監査指摘事項は次のとおりである。

一、A級昇格に伴う人的整備についてはいま医師、歯科医師、環境及び食品衛生監視員等技術職員の補充がなされていないため、業務運営にすくなからぬ支障を來しており業務担当量過重の現状につき早急なる充足配置を望む。

なおレントゲン自動車の備付及び監視業務用小機動力の配置の要がある。

二、一般住民に対する結核検診の普及徹底に努力しているが受診率は良好とは認め難くなかでも東伯町一、七六%（十二月末現在以下同じ）赤崎町五、二二%羽合町八、三七%等極めて不振であるがこれは畢竟市町村側の体制不備に主因するものと思料せられるので市町村実施体制の確立と自主的活動促進指導に格段の努力

を望む。

なお定期外検診は実施中であったが患者家族検診を励行するとともに定期、定期外を問わず各実施機関の自主的実施結果を的確にはあくされたい。

三、予防接種率は六四、二七%で前年度に比較しやや上升しているが一般的には低調の感がありさらに結核検診と同様その受診率において各市町村間に可成りの優劣の開きがある。本年度は倉吉市北谷地区に赤痢の集団発生（真性一〇人保菌者二六人）もみてるので予防接種の完全実施はもとより予防対策についても、常に関係機関を督励し遺憾なきを期されたい。

四、保健婦の患家訪問は本年度は特に職員のうち病氣その他により常時休養者が続出したこと、所内クリニック集団検診予防接種に力をさいたこと、集団指導に主力を注いだこと等にもよるがそれにしても他所に比較して著しくその回数が低位にある。さらに的確なる業務計画のもとに市町村保健婦の協調を得て検診後の強力な事後指導と未治療患者の訪問活動に一層の配慮を

成績不良であつて鳥取市は受診者数旧市内一、一二四人新市内二、七七二人で最も不振を示しており一月以後において再検診の計画であった、これが原因は検診の末端普及の不徹底にもよるがさらに市町の衛生体制の劣弱に基因すると思われるのでこれが確立について強力に要請指導すべきである。

また各実施機関による自主的検診に対する実施状況の報告義務の励行についても指導されたい。

二、管内における予防接種状況は前年度に比較し多少伸びているが、一般的に低調である。特に結核検診成績の良好でない市町において予防接種率も芳しくない傾向を示しているのは当該行政機構の不備に基因するものと思われる所以適切なる指導の要がある。

また環境、食品監視業務は計画を上廻る成績を示しているが伝染病発生者数においても前年度より十六名増加しているので一層の努力を望む。

なお環境食品衛生監視員は配当定員がなく兼務で業務を執行しているが監視実績は計画を上廻っているけ

れども手不足のため計画そのものが著しく低い実状であるのでこれが人員配置の要がある。

三、保健婦活動は所内クリニック、集団検診等への協力を相当の制約をうけている実状であり患者訪問は計画を樹立し計画の完全実施を期するとともに市町村保健婦とも協調し集団指導の拡大についてもこよりよされたい。

四、捕獲犬登録手数料を業務係が長期保管し、証紙整理の時機を失しているもの或はと畜検査において牛十二頭末調定（証紙末整理）のもの等の例が見受けられたので業務総務間の事務連絡の敏速化を図らねたい。

五、食品営業期限満了後相当日数経過しそ及許可していることは適正と認め難いので期限内に更新手続をするなお慎重を期されたい。

六、経理出納その他事務処理は概ね的確に処理しているがさらに簡素能率化を図るべき事項もあるのでこう、究めること。

善処されたい。

なお次の点留意検討されたい。

- 1、と畜検査申請書は検査実施の事前提出を励行せしめるよう指導すること。
- 2、畜犬注射済票交付手数料及び定期外登録手数料は実施後速に証紙整理すること。
- 3、畜犬鑑札及び注射済票の受払は明確を期すること。
- 4、物品購入及び自動車に対する修繕手続等は一層厳正を期すること。

浜 村 保 健 所 昭和三十三年二月二十六日監査

監査委員 荻 原 治 郎
同 小 谷 善 高

- 1、結核検診の普及については所長以下職員の努力の結果集団検診率は逐年向上しておりなかでも一般住民に対する受診率は六一、二%（前年度より一〇、三%上昇）で他所に較べて高率である。
- 2、各町当局の積極的実施指導について一層の努力を望む。

なお車庫は狭あいかつ不完全な建物で、その操作に支障があるようであるから関係当局の配意を望む。

五、經理出納その他事務処理は概ね適切に処理していた

二、母子衛生事業の推進は集団指導により妊婦、乳幼児検診等を実施している。ことに妊産婦保健指導については各町を隔月に出張検診を実施し好評を得ていたことは適切な措置である。鹿野地区母子愛育委員会の結成を見他に三地区の結成を推進中であったがさらに町当局並びに関係機関の協力を得てこれが促進に努められたい。

三、食品営業期限満了に伴う更新手続が全般的に遅延しているので、期限内手続せしめるよう事前指導の徹底を期し業務遂行の円滑化を図る要がある。

なお食品監視の結果による改善指示事項の確認に努めること。

四、捕獲野犬のけい留場がないため、その管理に困難を來していただけたのでこれが設備につき早急こうりよの要がある。

が各種事務処理のうち、さらに簡素化を要するものもあつたので善処されたい。

なお次の点留意検討されたい。

1、所保管の畜犬鑑札ふん失については事後措置を明確にすること。

2、収入については調定もれのないよう業務総務相互間の連絡を緊密にすること。

3、捕獲犬で飼主が引取るものに対してはその都度登録手続並びに注射を実施すること。

郡家保健所 昭和三十三年二月二十七日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

一、保健所業務の運営に当つては各係別に年間計画を樹立し、これらが実施に努めているが人的、予算的に制約をうけているのでさらに所業務の総合計画を樹て効率的運営を図る事が認められる。

二、管内における結核検診の普及率は逐年上昇を辿つており一般町村民の第一回検診結果は資料収集中であつ

たが約六〇%と推定され、なかなか本年度は旧用瀬町及び智頭町等において町当局の自主的検診を実施せしめ、相当の受診率を挙げていたことは適切なる処置である。しかしいまだ低調な町村もあるのでこれ等に對してはさらに町村側の積極的検診を指導するとともに結核予防に万全を期されたい。

なお立地条件から見て検診活動促進上小型レントゲン車設置の要がある。

三、保健婦活動は所内クリニックに制約され所外活動は手薄の憾を免れないが、検診後の事後指導に重点を指向し本年度の患家訪問数は延一、九三一回で計画回数の六二%を実施している。さらに町村保健婦設置奨奵町村保健婦地区生活改良普及員等との提携に配慮し患家訪問の効率的実施と個人及び団体指導の拡大に一層努力を望む。

四、食品営業継続許可申請が全般に遅延し或はこれが事務処理に必要な各種調査等の関係上相当日時を要しているため許可証交付が三ヶ月以上も経過しているもの

もある実状にあつたので業者に対し期限内申請の指導の徹底と業務運営の合理化を図りこれが早期処理に一層の努力を致すべきである。

なお食品監視及びその結果に伴う行政指導の徹底を期するため専任監視員配置の要が環境衛生監視員の配置とともに痛感せられる。

五、捕獲犬のうち未登録、未注射のまま所有者に返還していることは適正と認め難い。が次の点留意検討されたい。

1、薬事関係で無登録営業があり、申請書手数料の事

後収納がある。

2、物品購入及び自動車の修繕手続等は一層厳正を期すること。

一、当館の昭和三十二年(一~十二月)の利用状況は閲覧者本館延八五、三八五人、倉古分館六一、二二七人、八頭分館五一、九五〇人、氣高分館一一、七七六人、合計二一〇、二三八人で前年に比し二、八二八人減少している。館内利用は八頭分館が減少しているが本館が増加しているので総体的には伸張を示しているが館外利用は前年に比し九、五九八人減少している。もつとも館外活動を主体とする氣高分館の実績の減少、本館における高校生に対する貸出中止等特殊事情はあつたがいすれにしても低調であるので貸出文庫の開拓等館外活動につき一層努力されたい。

なお八頭分館は図書数僅少のため文庫への貸出に応じ切れない実状であるが管内の町村役場、公民館等所有の図書が相当数あるようであつたのでこれが活用について関係団体に呼びかける等積極的な配意を望む。

二、気高分館の活動主体である巡回自動車の老朽化によつて利用実績が年年低下し、昭和三十二年は文庫数四

一六、利用冊数一一、六七六冊で前年の文庫数九〇

鳥取図書館 昭和三十三年二月二十四日監査
監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 小谷善高

二、本校々舎は前述した如く国有財産であったため充分なる整備が図られず既存建物の維持保全に止まり根本的対策が講ぜられていない。

まだ学級増加に伴う教室の不足について寄宿舎の改造、会議室特別教室等を転用し辛じて授業して来たが寄宿舎改造教室は狭隘且つ教育環境が悪くなお危険建物で使用制限している状態で三十三年度二学級増の学校運営に困難を告げてるので校舎の整備については根本的に検討の要がある。

三、若桜分校は創設以来地元町の絶大な援助により逐年体裁を整えつゝあり本年度も三十三万余円の協力を得ていたが他面在校生徒数は七八名(若桜町三六、丹比村一七、八頭村六、郡家町一〇、船岡町六、その他三)でうち三十一年は普通科四十二名入学許可したもののが二学年進学時三十名で十一名は本校(六)及び他校(五)に転出し、また三十二年度は第一志望二〇名第二志望者三三名計五十三名入学許可したが実質的には三十三名入学他は私立高等学校に転校している過去の

実態及び三十三年度応募状況等からして生徒の確保に苦りよし学校運営に困難の面がうかがわれる所以完全教育且つ効率的運営のため寧ろ本校へ収容するが妥当でないかと思われるが若し現在どおり存置するすれば今少しく県の積極的整備が必要であるので慎重検討を望む。

四、経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。
1、生産物の収納手続きは適正を期すること。
2、給与台帳の整理は厳格を期すること。
3、備品の検査照合は規則に基き実施すること。

4、授業料の早期徴収につき一層努力すること。

科学博物館 昭和三十三年二月二十七日監査

監査委員 荻 原 次 郎

1、本館活動状況は次表のとおりであつて逐年向上を示している(本年は六月内部修繕のため休館)特に原子力平和利用、地球観測年及び電気等常設展示の外人工作星映画の館内、館外活動利用により相当の成果を挙

六、利用冊数二九、七〇九冊に比し半減している。本年も一部巡回中止の余儀ない実情にあつたので早期整備の要が認められるとともに文庫側に対しても図書交換について自主的活動の指導を望む。

三、倉吉分館の独立庁舎の新築は緊急措置すべきと思うが幸い地元においてもその機運が熟しつつあったのでこれが協力を得て早期実現を期されたい。

四、本年度本館及び書庫の外側塗装を十万元で実施予定であったが変更し講堂を含めて十五万余円で完了して讲堂が狭隘且つ内部構造が不向等で利用者が減少しつゝあり、また美術品及び郷土資料の展示施設等も不充分で社会教育の総合センターとしての図書館奉仕に万全が期し難い状態であるので検討善処の要がある。

五、図書館運営協議会は今回の監査現在まで一回も開催されていなかつたが計画的運営により図書館奉仕の向上を期されたい。

六、経理出納その他事務処理につき次の点留意検討され

1、八頭分館に修理製本を要する図書が約四〇〇冊死蔵されていた。早期製本の上利用に供すること。
2、寄贈図書及び資料の整理取扱に一層留意すること。
3、図書館施設使用申請書にちよう付される証紙の処理は厳格に実施すること。

4、分館職員の出張は取扱の適正を期すること。
八頭高等学校 昭和三十三年二月二十五日監査
監査委員 松 本 利 治
同 小 谷 善 高

一、本校施設のうち国有財産として管理していた土地、建物の県有移管も漸く無償払下が決定し近く取得手続を了する段階にあることは関係当局の労を多とする。しかしながら現校地のうち報国團(一、七六四坪)及び同窓会(五、三五一坪)の土地があるが土地台帳は個人名義であつてこれが経緯不明のまま、すでに用途変更しているものもあるので郡町村会等の協力を得て早期整理に一層の効力を望む。

た。

げている等積極的活動に配意していることは結構である。

べくまた館外活動は東部周辺に偏重の傾向が見られる
西部地区特に日野地区に進出開拓の必要が認められる
のでこれが対策をこう究し普遍的しん透に一層の配意
と努力をされたい。

況は教育委員会用務一〇件、本館活動市内（新市内含む）二十一件、市外六件であるのでさらに効率的活用に努力されたい。

科学博物館活動狀況
一月十二月

区分		運営経費						常設展示		指導研究室利用		備考	
		開館日数			入館者			一日平均開館人員					
元	二八	一、二九七	二九三	二八	三八	三	三三	二三	二八三	〇	九八	二・三	人員
元	(一四六、 二五九)	四六	六五	元九	三九	三	三三	二三	二八三	〇	九八	二・三	平均
三〇	二九七	一、一六〇	二〇三	二九七	四、三九	一四	二九	九	四七三	一六	三・一	三年運	額である
三〇	(三〇〇、八三三)	一六〇	八三三	二九七	八七三	三九	四り〇	内	は予算	當年運	経費	は予算	額である

た。お全體利用につき創意工夫し機会發揚は望むことともに建物拡張、環境整備等についても検討を望む。
三、経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。
1、施費要請者負担にかかる出張に対してもその命令手続は厳格に処理すること。

一、施設についてば本年度十万円で天井壁の塗替修繕をなし三十三年度も引き続き十七万円をもつて整備する予定であったが建物外側は風雨に晒され塗装も脱落しているので建物保全の面からもこうりよの要がある。

また陳列ケース等不足のため、展示物に損傷を受け或は貴重なる各種資料を死蔵している実状にあつたので展示物の管理の万全と完全陳列の面からしてこれらを要する経費につき関係當局の善処を望む。

は備品を示す

同 上 根 政 幸

の高層和洋の酒類に多くお目にかけられ、新月長の管主下における試験研究機関の在り方が漸くその緒についての程度と見受けたが、研究費の僅少と技術研究職員の不足貧困は本場建直しに大きなあい路となつてゐるので、県はこれが実態を充分検討の上、本県中小企業の育成助長のため適切な措置を講すべきである。

一、化学部窯業

昨年度工事である角窓一基の築造が遅れ漸く九月から工芸品試作を開始していたが、この施設設備では充分な試作研究はでき難いので、業界指導に主力をおいた。

醸造関係の試験研究用具は貧弱であり整備の要がある。

に一般陶工芸品程度である。本県窯業界の実状からして最少限の施設設備は整備し、製造工程の改善研究を図る要がある。なおウラン鉱石残さい利用試験についても更に試作研究の要を認めた。

従来欠員中であつた醸造関係職員（一名）の充足によつて業界との結付は緊密化し、業務は活潑化してゐる、業界指導し酒造関係に主力がおかれている関係上、醤油、味噌関係は若干の試作試験程度で低調であるが、農産加工所との関係もあり本場としてはこの際、県産酒米及び清酒の品質向上に力を致すべきと思ふ。

六、之を那良氏
釀造関係の試験研究用具は貧弱であり整備の要がある。

ていた。

工芸紙製造に重点をおき試作試験及び技術指導と合成

樹脂を利用した特殊紙の研究を行っているが、更にこの面の開拓に一層努力し、手すき和紙業界の育成指導を図られたい。

四、産業工芸部

産業工芸は木工挽物及び家具類の技術とデザインの向上を図り研究指導を行い、特に家具類（机、椅子、寝台等）については本年度に協力工場一ヶ所を選定して指導を行った結果、八月頃から量産の域に達し、移出販路も開拓されていた。本県のデザイン技術は各部面で非常に立ち遅れているので、この面の振興けいもうに努力し製品の市場性の発展に一層努力すべきである。

また工芸品等については、材料試験、製品の試作、指導更に木工品の意匠、形態、作成上の技術等には更に斬新的な技術の導入指導が必要である。

なお現在担当職員は一名で充分な業務が遂行出来難いので、増員の必要を認めた。

五、木材工業部（元木材工業指導所）

木材工業部の運営は、従来業界との連携を欠く憾があつたが、本年度は業界組織による指導体制の強化、経営技術並びに量産向上の指導に努力されつつあった。單一量産組織の著しく立ち遅れている本県業界に対しても更にこの面の指導強化に努め、本県木材加工の伸展に寄与されたい。

なお従来から言及してきた木製品製作工程分析に着手していたことは結構である。

六、染織部（境港分場）

本年度も引続き合成、纖維、織物及び輸出向織物の試作研究を行い、業界指導に当つては、県内業者が零細企業で經營不振を告げ、經營技術普及に至難の面がうかがわれる。殊に本部門の運営がすべて手数料及び生産収入で賄われており、研究指導を一層困難ならしめてはいるので純県費計上の要がある。

また本施設に対する内容設備の充実整備につき配意されたい。

七、その他

1、職員は場長以下二三三名（内一名休職）と、事業費支弁の賃金職員三名である。このうち研究職員は産業工芸部の一名のほか他部門には二名乃至四名が配当されているが、本県の企業実態からして少くとも産業工芸部、木材工業部（塗装関係）、染織部（応用化学関係）にそれぞれ一名あての増員考慮は必要と認められた。

2、試験場費の予算構成状況は

	(単位千円)					
予算額	同	上	財	源		
場運営費	一、九三	一	一	一	一	一、九三
(構成比)	(100)					(100)
試験研究費	二、〇七	一、九一	三〇〇	一、九一		
計	一、九〇	一、九七	三〇〇	一、五八		
(構成比)	(100)	(100)	(100)	(100)		(100)
計	一、九〇	一、九七	三〇〇	一、五八		
(構成比)	(100)	(100)	(100)	(100)		(100)

であつて更にこの試験研究費を部門別分析してみると

区 分	予算額	使用料	生産	その他の純県費
窯業	四	三	一三	五
醸造	三〇	三	一〇	一〇
染織	二九	二九	一〇	一〇
産業工芸	八	三	五	一〇
木材工業	八〇七	一九	五八	一四
計	二、〇七	一九	一、九一	三〇〇

でこの純県費二十九万円のうち二十万円は木材工業部の機械設備の充実費であるので、これを控除すると本機関に対する試験研究費は僅か九万円の少額で、各部門とも試験費すら事かく状態である。またこの研究費のうちから現在場雇用の職員（染織、醸造、木材工業各一名）の賃金を支弁しているので、これらのしわよせが勢い生産収入を擧げるごとに力が傾いて、試験研究に支障を來す結果となる。

恐れがあるという実状であるので、慎重検討考慮を要する。

3、経理出納業務は適正に処理していたものと認めたが、生産物売扱代金三十五万一千三百九十八円(二月末現在)の未収金は早期収納すべきである。

また木工製品在庫品中には、早期処分を適当と認められるものがある。

教育研究所 昭和三十三年三月十一日監査
監査委員 松本利治

一、当所は所長以下七名の職員と教職員二名(鳥取西高一名遷喬小学校一名)計九名をもって各種の教育研究調査並びに教職員の研修教育相談を等実施しているが活動経費は四十万円足らずであつて所発行の研究紀要、研究要録及び研究所報等研究結果の印刷製本費も意の如くならずなお研究図書資料のしう集費、研究発表旅費、通信費等にも不足を來し第一線教育機関との緊密なる業務運営に支障を生じてゐるので適切なる予算処置につき善処の要がある。

ることは適當と認め難いので善処されたい。

二、給与事務の円滑を期するには小、中学校の事務職員の充実に俟たなければならない。これが管内の設置状況は小学校二七校、中学校三五校で他は教職員が事務処理に當つてゐる実状であつて精算事務等遅延の傾向があり事務運営に支障を來してゐる。事務職員の配置は困難な現段階であるので第一線事務担当者の実地指導研修に重点を置き給与事務の万全を期するよう一番の努力を望む。

三、当所の活動経費は教育人事給与調整費(目)のうち

に計上され教職員の人事給与並びに市町村教育委員会の連絡指導調査事務等と併せて本課に於いて処理して

いるため当所としての充分なる機能を發揮されていない憾があるとともに活動経費の自主性が認められない実状にあるので中、西部給与事務所の活動経費と同様給与事務所費に編成することが妥当と思われる。

四、経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1、過年度収入中過誤納分の処理は調定に基き手続を

二、教職員研修業務は本年度研修終了者一四名で前年度に比し八名増加している。長期的研修希望者は相当あるが施設が狭隘のためこれ以上実施することは困難のようであったので各種研修室、図書資料室、教育相談等の設置についてこう究せられたい。

なお短期研修或は地域的研修の実施についても検討せられたい。

三、経理出納その他事務の処理は概ね適正に処理されているものと認めた。

東部給与事務所 昭和三十三年三月十八日監査
監査委員 松本利治

一、当所は義務教育課内に於て所長(義務教育課長兼務)以下九名の職員で東部地区小学校九〇校、中学校三八校計一二八校の教職員一、八〇〇名に対する給料諸手当並びに旅費の支払事務を実施し概ね円滑に処理しているものと認めた。

しかし職員のうち中学校講師給より一名振当してい